

交野市立第二中学校同窓会規約

(名 称)

第1条

本会は、交野市立第二中学校同窓会(略称を「交野二中同窓会」という。)と称する。

(目 的)

第2条

本会は、会員相互の親睦を図り、併せて母校の発展に資することを目的とする。

(所在地)

第3条

本会の事務局は、交野市立第二中学校(以下「母校」という。)内に置く。

(事 業)

第4条

本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)会員の親睦・交流事業に関すること
- (2)母校の後援事業
- (3)母校、母校生徒会及びPTA等との連携・協力
- (4)その他、本会の目的を達成するために必要と認める事業

(会 員)

第5条

本会は、次の会員をもって組織する。

- (1)正会員
交野市立第二中学校を卒業した者
- (2)特別会員
母校の教職員及びかつて教職員であった者

(役員及び組織)

第6条

本会に次の役員を置き、幹事会を構成するものとする

- (1)会 長 1名
- (2)副会長 若干名
- (3)会 計 1名ないし2名
- (4)監査役 1名ないし2名
- (5)学年代表幹事 卒業年期ごとに1名ないし2名

(役員を選出)

第7条

役員を選出は、それぞれ次に定めるところによる。ただし、監査役は他の役員を兼ねることができない。

- (1) 会長、副会長は、正会員の中から幹事会で選出する。
- (2) 会計および監査役は会員の中から選出する。
ただし、それぞれのうち1名は母校教職員に務めていただくものとする。
- (3) 会計及び監査役が欠けたときは、幹事会において補充選任できる。ただし、幹事会が会務に支障がないと認めたときは、この限りではない。
- (4) 学年代表幹事は、卒業年期ごとに正会員の中から1名ないし2名を幹事会で委嘱する。

(役員職務)

第8条

役員職務は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の経理を処理する。
- (4) 監査役は、会計を監査する。
- (5) 学年代表幹事は、幹事会を構成し、会の運営にあたる。

(役員任期)

第9条

役員任期は、原則5年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員補充または増員により選任された役員任期は、それぞれの前任者または現任者の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、引き続いてその職務を行なうものとする。

(学年クラス幹事)

第10条

本会には必要に応じて学年代表幹事の下に学年クラス幹事を置く。

学年クラス幹事は、卒業年期ごとに正会員の中からそれぞれ各クラスにつき1名ないし2名ずつを選出する。

- 2 新会員(新卒業生)については、学年代表幹事および学年クラス幹事を選出し、幹事会に届け出るものとする。

(顧問、名誉会長及び相談役)

第 11 条

本会に顧問、名誉会長及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、母校の現校長及び歴代の校長とする。
- 3 名誉会長および相談役は幹事会で推薦し、幹事会において承認を受けた者とする。
- 4 前項の幹事会で推薦する名誉会長および相談役には、次のものをもって充てる。
 - (1)会長あるいは副会長であった者で、任期満了に伴いその職を辞任したもの
 - (2)その他本会に特別の功労があったと認められる者
- 5 顧問、名誉会長及び相談役は、本会の重要事項に関し会長の諮問に応ずるものとし、本会の運営に関して意見を述べることができる。

(総 会)

第 12 条

総会は原則として5年に1回開催することを原則とし、臨時総会は幹事会が必要と認めるときに開催する。

- 2 総会は、幹事会の議を経て会長が招集し、会務及び会計に関する報告等を行う。総会の招集は幹事会が相当と認める方法で行う。
- 3 総会の出席者は下記とする
 - ・第6条記載の幹事会構成役員
 - ・第5条記載の会員
- 4 総会は、会務及び会計に関する報告等を幹事会に付託することができる。

(幹事会)

第 13 条

幹事会は、必要に応じて開催するものとする。

- 2 幹事会は会長が招集し、次の事項を審議・決定する。
 - (1)会務の運営上必要とする事項
 - (2)役員を選任及び解任に関する事
 - (3)規約の改廃に関する事
 - (4)その他本会の運営上必要と認める重要事項、総会からの付託事項
- 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の裁量による。

(役員情報)

第 14 条

役員への連絡手段を主たる目的として、本会は役員個人情報を収集し利用する。

- 2 新入役員については入会時に氏名・住所・連絡先電話番号・メールアドレスを記載した名簿を本会あてに提出するものとする。
- 3 前項に関わる事務手続きは、母校卒業時の担任教員がそれぞれ担当し進めていただくも

のとする。

4 役員はその姓名、連絡先等に変更が生じた場合には、事務局に届け出るものとする。

5 役員の個人情報の管理にあたっては、各法令にしたがって厳正かつ安全に取扱うものとする。また、その名簿の管理は母校に依頼し、閲覧するには会長と母校校長の許可を要する。

(経 費)

第 15 条

本会の経費は、入会金、寄附金その他の収入をもって充てる。

(入会金および終身会費)

第 16 条

入会金は、本会入会の際別に定める額を納入するものとする。

正会員は、入会金および終身会費に充当する金額を卒業時に納入する。

2 前項に規定する入会金および終身会費の額は、金 6 0 0 円とする。

3 入会金および終身会費に関する事務手続きは、母校卒業学年の教員が確認し、進めていただくものとする。

(抛出金品の不返還)

第 17 条

既納の入会金、およびその他の抛出金品は、これを返還しないものとする。

(会計年度)

第 18 条

本会の会計年度は、原則 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日までとする。

(委 任)

第 19 条

本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が幹事会に諮って定める。

附 則

1 この規約は、母校創立 50 周年を節目にこれまでの規約を見直したもので、2023 年 1 月 1 日から適用する。